

職長・安全衛生責任者教育

労働安全衛生法第60条に基づく第一線監督者を養成します

<令和5年度>

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ① 4月6日(木)～7日(金) | ⑧ 10月11日(水)～12日(木) |
| ② 4月25日(火)～26日(水) 職長 | ⑨ 11月29日(水)～30日(木) |
| ③ 5月11日(木)～12日(金) | ⑩ 12月20日(水)～21日(木) 職長 |
| ④ 6月15日(木)～16日(金) | ⑪ 1月11日(木)～12日(金) |
| ⑤ 7月19日(水)～20日(木) | ⑫ 2月14日(水)～15日(木) |
| ⑥ 8月30日(水)～31日(木) | ⑬ 3月26日(火)～27日(水) |
| ⑦ 9月12日(火)～13日(水) 職長 | |

【会場】 中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター 3階研修室
宮城県仙台市青葉区上杉1-3-34 (地下鉄「勾当台公園」駅徒歩5分・県庁近く)

少人数制でのグループワークや演習等を取り入れた実践的な内容です。
コース2は「職長教育」と「安全衛生責任者」の2つの教育を修了したこととなります。

コース1. 職長教育

労働安全衛生法第60条では、新たに職務に就くこととなった職長等（第一線監督者、現場監督者）に対して、事業者は一定時間以上の安全衛生教育を実施しなければならないと定められています。

この「職長教育」では、新たに職長の職務に就く予定の方、職長になられた方及び監督者を対象に、指導・教育及び指示の方法、リスクアセスメント、異常時の措置など、職長等に必要な安全衛生教育を実施します。

【時 間】 1日目 8:40～17:40
2日目 8:50～14:40

【対象者】 現場監督者、
職長等第一線監督者

【受講料】 賛助会員事業場 18,810円
一般事業場 20,900円

(テキスト代、消費税10%を含む)

コース2. 職長・安全衛生責任者教育

労働安全衛生法第16条では、建設業・造船業における関係請負人は安全衛生責任者を選任することが定められています。

この「職長・安全衛生責任者教育」では、建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について（平成12年3月28日付け基発第179号）に基づき、**コース1**に安全衛生責任者の職務等を追加した安全衛生責任者教育を実施します。

建設業・造船業の方には、こちらのコースの受講をお勧めします。

【時 間】 1日目 8:40～17:40
2日目 8:50～17:10

【対象者】 現場監督者、職長等第一線監督者、安全衛生責任者

【受講料】 賛助会員事業場 20,790円
一般事業場 23,100円

(テキスト代、消費税10%を含む)

対 象 者 新たに職長等の第一線現場監督者に就く方

申込方法

- Web(www.jisha.or.jp/tohoku/)もしくは下記QRコードからお申込みください。
- 先着順で、満席になり次第申込みを締め切ります。参加者が極めて少ない場合には、中止することがあります。その際には、ご連絡いたします。
- 受講料は、当方よりメールにて送付する「正式受付連絡書」を確認後、研修開催1週間前までに指定口座にお振込みをお願いします。
- 受講票など受講に必要な書類は、研修会開催日の1週間ほど前にメールにて連絡担当者様あてにお送りいたします。
- 受講を取消される場合、申込書記載のとおりキャンセル料を申し受けます。できるだけ代理の方のご受講をお願いします。

【お申込み・お問合せ先】 中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター
TEL : 022-261-2821 E-mail : tohoku@jisha.or.jp

